

虐待防止のための指針

株式会社 健康パートナーズ
訪問看護ステーション 健助

当事業者はご利用者への差別の禁止、人権の擁護、虐待防止等のために以下の対策を講じます。

- ① 虐待防止責任者を設置します。(管理者が兼務)
- ② 苦情解決のための体制を整備します。
- ③ 研修などを通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ④ サービスの提供中に養介護従事者又は擁護者(家族・同居人)などによる虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、すみやかに通報します。

虐待防止のための令和 6 年 4 月以降義務化に伴う対応

≪札幌市保健福祉局 介護保険課(事業指導担当)≫

令和 5 年 介護サービス事業者集団資料 訪問看護 参考≫

○虐待の発生またはその再発を防止する。

- ① 虐待の発生の防止・早期発見、再発防止のための対策を検討する、
『虐待防止のための対策を検討する研修会』の実施
- ② 虐待防止のための方針。
- ③ 指針に基づき研修プログラム作成、従業者への研修、内容の記載記録。
- ④ 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。

≪札幌市保健福祉局 介護保険課(事業指導担当)≫

令和 5 年度 介護サービス事業者集団指導資料 共通事項参考≫

○高齢者虐待防止に関する取り組み・身体拘束について

- ① 高齢者虐待に関しては、単に 1 施設 1 職員が引き起こした事件として終わらせることなく、各事業者において、同様な案件が起きないように対応に努める。
- ② 重大事故が発生した場合には、事業所と法人が連動して速やかに事実関係や原因を究明するとともに、必要な場合は札幌市へ報告を行い、根本的な再発防止に取り組む。

高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成18年4月1日施行）

『高齢者虐待』 ①養護者による高齢者虐待

②養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者による高齢者虐待とは

- 高齢者の身体に外傷が生じ、又は恐れがある暴行を加えること。
- 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- 高齢者にわいせつな行動をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- 高齢者の財産を不当に処分すること。その他、当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

（高齢者虐待防止法 第2条第5項 抜粋）

虐待の種類

- （1） 身体的虐待、暴力的行為などで身体にあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。
- （2） 介護・世話の放棄・放任 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護者の行うべきサービス提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させること。
- （3） 心理学的虐待 脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的な苦痛を与えること。
- （4） 性的虐待 本人との間で合意がされていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。
- （5） 経済的虐待 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭を理由なく制限すること。または、詐欺が含まれる。

研修の実施

- （1） 高齢者の権利擁護についての基本的な学習。常に適正な支援に努めることとする。
- （2） ケアの技術や虐待に繋がる不適切ケアの研修や事例検討によって職員自らが意識を高め、実践につなげることとする。
- （3） 研修は年1回とする。必要に応じ適宜開催すること。

虐待の兆候を早期に発見対応する

- ① 職員は虐待の兆候があった場合、管理者に連絡する(注1)
- ② 管理者は報告を受けた場合、会議を招集し、虐待の可能性について慎重に調査する。
- ③ ケアマネジャー他、関連する事業所との情報共有を図り、速やかに対策を講じる。
- ④ 虐待が認められた場合やかなりの頻度で虐待が疑われる場合、管理者は速やかに行政に報告するものとする。(注2)

注釈

(注1)(高齢者虐待の早期発見等) 第5条第1項 養介護施設、病院、保健所その他、高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士 その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

(注2)(養介護施設従事者等による高齢者虐待に関わる通報等)第21条第1項 養介護施設従業者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において、業務に従事する養介護施設従業者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。

* 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=417AC1000000124>

* 読み合わせ等での活用に

「高齢者虐待防止教育システム」 <http://www.dcnnet.gr.jp/support/study/>

附則 この指針は、令和6年4月1日より施行する

